

会議記録（１）

会 議 名 称	北本市農業委員会 4 月定例総会		
開 会 及 び 閉 会 日 時	開会	令和 6 年 4 月 2 5 日（木）午前	1 0 時 0 0 分
	閉会	令和 6 年 4 月 2 5 日（木）午前	1 1 時 0 0 分
開 催 場 所	市役所 3 階 会議室 3－F		
議 長 氏 名	横 山 信		
出 席 委 員（者）氏 名	農業委員 1 新 井 保 好 2 伊 藤 治 3 新 井 信 洋 4 横 山 信 5 吉 野 満咲実 6 加 藤 正 雄 7 加 藤 浩 推進委員 1 荒 井 利 夫 2 加 藤 秀 明 3 諏 訪 光 雄 4 田 島 道 夫 5 新 井 良 和		
欠 席 委 員（者）氏 名			
欠 員 委 員			
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	農業委員会 主幹 加 藤 仁 一		
事務局職員 職 ・ 氏 名	事務局長 深 谷 知 行 主 査 安 藤 裕 也	主 幹 加 藤 仁 一 主 事 江 澤 海 音	
会議資料	別紙のとおり		
配布資料	■ 4 月定例総会次第 ■ 第 4 回北本市農業委員会提出議案		

会議記録（２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	１ 開会
深谷事務局長	皆様こんにちは。
	定刻となりましたので、４月の定例総会を開催させていただきます。
	ただいまの出席委員につきましては、農業委員１３名、全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規程に基づき、会議は成立していますことを報告致します。
	また、農地利用最適化推進委員５名が、出席していますことを報告致します。
	本日の会議には傍聴を希望する方がおられます。このため、のちほど、会議の公開又は非公開の決定をしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。
	それでは、議事の方に入りますが、会議規則第４条の規定により、議事の進行は会長となりますので、横山会長にご挨拶をいただきましてから、議事の進行をよろしくお願いいたします。
横 山 会 長	（あいさつ）
	２ 議事録署名委員の選出及び会議の公開
議 長	最初に議事録の署名人ですが、１番 新井保好委員と２番 伊藤治委員、よろしくお願いいたします。
	次に、本審議会は北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第２条の規定により、附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとなっておりますが、農業委員会等に関する法律第３２条において、総会及び部会の会議は、公開することと規定されておりますので、皆様、本日の定例総会は公開でよろしいでしょうか。
	・・・「異議なし」と言う者あり・・・
議 長	それでは、本日の審議会はすべて公開ということで進めさせていただきたいと思います。本日、傍聴人は何人いらっしゃいますか。
事 務 局	本日、１名の傍聴人がいます。このため、本日の議案説明は、個人情報の保護に関する法律に基づき、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様も個人情報保護に基づき、説明及び質問等をお願いいたします。

会議記録（３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	それでは、傍聴人の入場を許可いたしますので、お願いいたします。
	・・・ 傍聴人入場 ・・・
議 長	議事に入ります前に、傍聴人の方に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど事務局よりお配りいたしました「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」及び「北本市農業委員会会議規則」の抜粋をよく読み、遵守していただきたいと存じます。この規則に反する場合は退場していただくこととなりますので、御了解ください。 それでは、ただいまより議事に入りたいと思います。
	３ 議案
議 長	それでは、議案書に添って進めていきます。 議案書３ページ、議案第１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」件号１、事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。 申請地は農地転用が原則不許可の農地ですが、不許可の例外規定に、申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるならば許可をする旨の規定があります。本申請はそれに該当ができることから、特に問題はないと思います。
議 長	続きまして、担当の加藤正雄委員より現地の状況等の説明をお願いします。
加藤正雄委員	現況は作付けが数年来されている様子はなく、雑木があったように思われますが、現在はきれいに伐採されており、雑草等の管理がされております。周辺の状況は、農地と宅地等が混在しております。このことによる周辺農地への影響は、隣接する農地等は親族が所有しているものと一部他の所有者となっておりますが特になくと思われま。
議 長	加藤正雄委員、ありがとうございました。件号１について、質問はございますか。
湯 澤 委 員	転用目的が住宅敷地及び道路後退用地で、面積が合計で記載されておりますが、住宅敷地及び道路後退用地の面積について伺います。

会議記録（４）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	住宅敷地540㎡、道路後退用地24㎡となっております。
議 長	他に質問はありますか。
	(質問なし)
議 長	他に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書４ページ、議案第２号「北本市農用地利用集積計画の承認について」件号１、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。 借受人は昨年度から新規就農し、現在、約1.6haの農地を借り受けています。今回は新規の案件ですが、今回の借入地は借受人の自宅やこれまでの借入農地とも近く、効率的な利用が可能となることから、本申請については問題無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
新井良和推進委員	現在、作付けはされておらず、きれいに管理されている状態です。周辺の状況としましては、農地と宅地が混在している様な状況です。今後の土地利用としては露地野菜を作ると聞いております。このことにより、周辺農地への影響は特にないと思われます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。件号１について、質問はございますか。
	(質問なし)

会議記録（５）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、件号２、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。
	借受人は鴻巣市在住で、北本市での実績は500㎡ほどの自作地と本申請地のみでございますが、継続の案件であり、鴻巣市において約3.6haほどの農地を耕作していることから、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の田島推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
田 島 推 進 委 員	現況については、トラクターで整地されております。周辺は農地と宅地が混在している場所です。今後の耕作について当人へ訪問し確認したところ稲作を行う予定であるということでした。このことにより周辺農地への影響は特にないと思われます。
議 長	田島推進委員、ありがとうございました。件号２について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。

会議記録（６）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、議案書５ページ、件号３、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき説明する。）
事 務 局	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。
	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されている法人でございます。今回は新規の案件ですが、借受人が現在、耕作している農地に隣接しており、一体的な利用が見込まれることから、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の諏訪推進委員、新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
	まずは第３地区の諏訪推進委員よりお願いします。
諏訪推進委員	同一案件ということで、新井推進員と一緒に調査してきました。
	石戸９丁目では、現在は作付けされておらず整地した状況です。周辺は桶川市との市境に位置し、農地が広がり、北と西側に住宅が点在しております。今後の耕作予定はねぎの作付けを予定しております。このことにより周辺農地への影響は特にはないと思われます。
議 長	諏訪推進委員、ありがとうございました。
	続きまして、第５地区の新井良和推進委員よりお願いします。
新井良和推進委員	石戸宿２丁目では、現在は作付けされておらず管理されております。周辺は農地と宅地が混在している場所です。今後の耕作予定は露地野菜の作付けを予定しております。このことにより周辺農地への影響は特にはないと思われます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。件号３について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）

会議記録（７）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書 6 ページ、議案第 3 号「租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による適格者について」、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。
	申請者は農業の年間従事日数が 3 0 日で登録されています。これまでは主に B 氏ご夫婦で従事しておりましたが、B 氏が亡くなった後は、A 氏へ経営を承継しております。申請地については、現在、小規模ながら玉葱やかぶ、キャベツなどが栽培されており、概ねきれいに管理されていることから、農業経験は十分であると思われます。また、申請人以外の労働力として、申請人の母と一緒に農業に従事する体制となっています。
	以上のことから、事務局としましては、申請者は農作業に関する経験が十分あり、農機具や人員体制も含めて、特に問題ないと判断しております。
議 長	議案第 3 号について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
	4 専決事項
議 長	議案書 7 ページからは、届出の専決事項になりますので、お目通しをお願いいたします。
	5 その他
	最後に、その他につきまして事務局からお願いします。

会議記録 (8)

[illegible]